

仙台市立病院医業未収金回収業務委託事業者選定プロポーザル募集要項

1 趣旨

この募集要項は、医業未収金の回収業務を委託するにあたり、優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を公募により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式によります。

3 業務の概要

(1) 業務名称

仙台市立病院医業未収金回収業務

(2) 業務内容

文書や電話等による督促及び催告業務、支払い方法等の相談業務 ほか
(詳細は別紙の委託仕様書のとおり)

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 スケジュール

日 程	内 容
平成 30 年 5 月 7 日 (月)	募集要項等の公表 (HP 掲載)
平成 30 年 5 月 7 日 (月) ~ 平成 30 年 5 月 14 日 (月)	募集要項等の質問受付
平成 30 年 5 月 21 日 (月)	募集要項等の質問回答 (HP 掲載)
平成 30 年 5 月 22 日 (火) ~ 平成 30 年 5 月 29 日 (火)	参加表明書及び企画提案書受付
平成 30 年 6 月初旬 ~ 中旬	参加表明書及び企画提案書審査
平成 30 年 7 月上旬	選定結果通知、契約締結

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とし、次に掲げるすべての要件を満たしている者としめます。

- (1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 8 条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は弁護士法 30 条の 2 に規定する弁護士法人で、同法第 57 条に掲げる懲戒処分を受けていないこと。併せて、弁護士法人に所属する他の弁護士も同様であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (3) 国税及び住民税を滞納していないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）の規定に基づき暴力団等と

の関係性を有しないこと

- (5) 平成 30 年 4 月 1 日現在で、一般病床が 300 床以上ある医療機関で医業未収金の回収業務を受託していること
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (7) 病院との情報共有を紙媒体で実施できる体制であること
- (8) その他病院事業管理者が必要と認める事項に該当していること

6 募集要項等の交付期間及び入手方法

- (1) 交付期間 平成 30 年 5 月 7 日（月）～平成 30 年 5 月 29 日（火）まで
- (2) 交付方法 仙台市立病院ホームページからダウンロードしてください。

<http://hospital.city.sendai.jp/>

7 募集要項等に関する質問及び回答

募集要項等の内容に質問がある場合は、次により提出してください。

- (1) 質問方法 質問書（様式 1）に内容を簡潔に記載し、電子メールの添付ファイルにより提出してください。
- (2) 提出先 5 ページの 14 を参照
- (3) 提出期間 平成 30 年 5 月 7 日（月）～平成 30 年 5 月 14 日（月）午後 5 時まで
- (4) 回答方法 平成 30 年 5 月 21 日（月）に仙台市立病院ホームページに掲載します。
なお、質問書に対する回答は、本要項等の追加または修正とみなします。

8 プロポーザル参加希望事業者の提出書類

プロポーザルに参加する事業者は、本要項等を理解したうえで、次の書類を提出してください。

- (1) 提出書類

①参加表明

区 分	部 数
参加表明書（様式 2）	1 部
弁護士等であることを証明する書類 ・ 弁護士の場合は弁護士会に所属している証明書 ・ 弁護士法人の場合は登記事項証明書 （提出日前 3 か月以内に発行されたもの）	
国税及び住民税を滞納していない証明書 ・ 個人の場合 ○ 国税 納税証明書「その 3 の 2」 ○ 住民税 事業の所在地がある市区町村の法人市民税を滞納していないことの証明書 ・ 法人の場合 ○ 国税 納税証明書「その 3 の 3」	

○住民税 本店所在地がある市区町村の法人市民税を滞納していないことの証明書 (提出日前3か月以内に発行されたもの)	
誓約書(様式3)	
参加資格要件の(5)を満たす委託契約書の写し	
直近の財務諸表類の写し	

②企画提案

区 分	部 数
提案書(様式4)	1部
様式4-1 提案書 委託料(成功報酬料率)見積書	
様式4-2 提案書 業務実施方針	8部
様式4-3 提案書 業務実施手法	
様式4-4 提案書 業務実施体制	
様式4-5 提案書 個人情報保護	
事業概要が分かる書類	

(2) 記載方法

- ① 使用する様式は、様式4-1から様式4-5のとおりとし、各様式3枚以内で簡潔に記載してください。
 - ② 記載する文字の大きさは10~20ポイントとし、書体は任意とします。
 - ③ 様式に記載した内容を補完する目的で、イラスト、イメージ図等を使用することができます。また、別に図表等を添付する場合は、提案書とは別綴りにして提出してください。なお、用紙サイズはA4判に統一し、提出部数は提案書と同数としたうえで、「様式〇-〇(〇〇〇〇〇)添付資料」等と明記してください。
- (3) 提出期間 平成30年5月22日(火)~平成30年5月29日(火)午後4時まで
- (4) 提出先 5ページの14を参照
- (5) 提出方法 持参または郵送(書留郵便等確実な方法に限る。)で提出してください。
持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後4時までの間とします。郵送の場合は提出期間中に必着とします。

9 審査

優先交渉権者の選定審査は、仙台市立病院医業未収金回収業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行います。

10 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

提出書類や必要に応じたヒアリングを踏まえ、評価項目に基づき、審査委員会が総合的に審査のうえ、最も優れた提案者を優先交渉権者とし、第2位の提案者を次点者とします。評価点が高点の場合は、高点の事業者で再審査を行うものとします。ただし、提案者が1事業者の場合は審査委員会が定めた最低基準点に到達した場合の

み優先交渉権者とします。

なお、プレゼンテーションは実施しません。

(2) 評価項目

該当様式	評価項目	評価細目	評価の視点	配点
様式 4-1	委託料	成功報酬率	成功報酬率が低いこと。	20 点
様式 4-2	業務実施方針	実施方針、業務理解及び対応	本業務の目的を的確にとらえ、達成できる方針であること。また、診療費の性質を理解し、福祉的な観点に配慮した対応ができること。	10 点
様式 4-3	業務実施手法	業務フロー及び実施スケジュール	具体的な業務フロー及びスケジュール管理により効率的かつ確実に実施するための工夫がされていること。	10 点
		業務経過の記録及び照会	業務の経過を詳細に記録していること。また、委託者からの照会に対応できること。	10 点
		戸別訪問	戸別訪問ができること。(ただし、再委託は不可。)	10 点
		独自提案	特筆すべき有効な独自の提案ができること。	10 点
様式 4-4	業務実施体制	弁護士の経歴及び能力並びに組織体制、管理責任体制、業務従事者の専門性、教育及び研修	統括責任者として十分な経験を有し、適切に従事者を管理監督できるものと認められること。また、業務従事者の人員、経験年数、資格及びコンプライアンスなど必要な体制が整っていて役割が明確であること。併せて、病院との連絡体制が十分に図られていること。	10 点
		相談体制及び相談受付	委託者からの未収債権及び一般的な未収管理に関する相談について、建設的な提案ができること。	10 点
様式 4-5	個人情報保護	個人情報保護及び秘密保持対策	必要かつ適切な措置により組織的、人的、物理的及び技術的に安全対策がとられていること。	10 点
合 計				100 点

(3) 選定結果の通知及び非選定理由の説明

- ① 選定結果は提案者全員に書面により通知します（平成 30 年 7 月上旬を予定）。
- ② 提案者のうち選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により通知します。
- ③ 非選定理由の通知を受けた提案者は、通知の日から起算して 14 日以内に非選定理由についての説明を書面により病院事業管理者に求めることができます。

- ④ 非選定理由について説明を求められたときは、その翌日から起算して 14 日以内に書面により回答します。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為が判明した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為が判明した場合
- (5) 募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合
- (6) 提出書類が期限を過ぎても提出されない場合

12 契約

- (1) 選定された優先交渉権者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。
- (2) 選定された優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点者と同様の契約手続きを行います。
- (3) 契約内容は仕様書及び提案書に基づき決定しますが、協議のうえで仕様書の内容を変更する場合があります。

13 その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとします。
- (2) 公募開始の日から優先交渉権者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止します。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- (4) 提出された提出書類は返却しません。
- (5) 提出書類は、優先交渉権者の選定以外の目的に使用することはありません。ただし、提出書類は仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）に基づき公開する場合があります。
- (6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。
- (7) 提出書類の提出後の差替え、変更、再提出及び追加については一切認めません。
- (8) 提案者は、審査委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができません。

14 書類提出先

〒982 - 8502 仙台市太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号 経営管理部医事課医事係
電話番号 022 - 308 - 7111（内線 2154）
FAX番号 022 - 308 - 7213
電子メール iji@hospital.city.sendai.jp